

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	北部クリーンセンター
委託業務名	旧北部クリーンセンター薬液タンク清掃及び処分業務
委託業務場所	大津市伊香立北在地町
概要	旧北部クリーンセンター薬液タンクの廃薬液の引き抜き及び清掃を実施し、残置される薬液タンクの安全性を確保するとともに、廃薬液及び別途ポリタンクに保管している廃試薬を処分先に適切かつ安定的に運搬し、それらを適切に処分する。
契約期間	令和6年10月11日から 令和6年10月31日まで
契約年月日	令和6年10月10日
契約金額	2,450,000円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市大石東三丁目12-34 〔名称〕 株式会社日吉大津営業所
契約相手方の選定理由	<p>本件については指名競争入札により株式会社 日吉 大津営業所とほか1社が応札したが、1度目の入札では予定価格を両社超過したため、2度目の入札を行う運びとなった。しかしその際、ほか1社が辞退の意を表したことから入札が不調となった。</p> <p>本業務は現在実施している旧北部クリーンセンター解体撤去工事の支障となっている残留薬液の撤去処分であり、業務のうち施設タンク内にある62.5%硫酸、塩化第二鉄、24%苛性ソーダの3種の薬液は10月16日(水)を期限として搬出することを条件としており、入札の結果、本業務を当該条件下で履行可能な業者は株式会社 日吉 大津営業所のみと判断した。</p> <p>このことから株式会社 日吉 大津営業所に改めて見積依頼をし、随意契約の手続きを執ることとした。</p>
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。